

- 一、出願者ノ本籍住所氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地及代表者ノ氏名)
 - 二、所持又ハ使用ノ目的(商品、自家用、營業用ノ別並客車貨車ノ別)
 - 三、車輛數
 - 四、車輛ノ構造(寸法ヲ記入シタル圖面添付)
 - 五、車輛ノ重量
 - 六、原動機ノ種類、名稱、構造、馬力
 - 七、制動機、制禦機、音響器其ノ他附屬機械器具ノ構造
 - 八、乘車定員又ハ貨物積載定量(重量及容積以下同様)
 - 九、燃料ヲ要スルモノハ其種類
 - 十、製造地、製造所、製造年月、古物ナレハ其ノ經歷
- 第一項第一號ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ届出テ検査證ノ書換ヲ受クヘシ
- 第八號及第九號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ更ニ第一項ノ書面ヲ以テ願出テ検査ヲ受クヘシ
- 第十一條 取締令第六號第一項ニ依ル主タル自動車使用地變更ノ届出ハ其ノ車輛番號及前條第一

- 項各號ノ事項ヲ記載シ五日以内ニ之ヲ爲シ且検査證明ノ引換ヲ求ムヘシ主タル自動車使用地ヲ
他ノ道府縣ニ變更セムトスルトキハ其ノ車輛番號ヲ記載シ豫メ届出ツヘシ
- 第十二條 取締令第六條第二項ニ依ル自動車承繼ノ届出ハ其ノ車輛番號ヲ記載シ双方連署ノ上(連署シ能ハサルトキハ讓受又ハ相續ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ文書ヲ添付スルコト)五日以内ニ之ヲ爲スヘシ
- 他ノ道府縣ニ於テ検査ニ合格シタル車輛ヲ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ届出ニハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス
- 第十三條 第十一條第一項及前條第二項ノ場合ニ於テハ車輛ノ検査ヲ行フ
- 前項ノ検査ニ合格セルトキハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十四條 試運轉又ハ運搬其ノ他ノ目的ノ爲検査證明ヲ受有セサル自動車ヲ一時使用セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ出發地所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 一、出願者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名)
 - 二、車輛數

三、運轉ノ目的

四、運轉ノ時間及道筋

五、運轉手ノ住所氏名免許番號

前項ノ許可ヲ受ケ自動車ヲ使用スル者ハ車輛ノ前後兩面略易キ箇所ニ交付セラレタル標板ヲ揭示シ且當該警察官署ノ證印ヲ押捺シタル第一項ノ願書副本ヲ携帯シ警察官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

前項ノ標板及願書副本ハ使用後直チニ之ヲ返納スヘシ

第十五條 第十條ノ願書ヲ受理シタルトキ及第十三條第一項ノ場合ニ於テハ日時及場所ヲ指定シ呼出狀ヲ發ス呼出ヲ受ケ順路ニ依リ指定検査場ニ往復スル途上ハ呼出狀ヲ携帯スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ前條ノ手續ヲ要セス

第十六條 前二條ニ依リ自動車ヲ使用スル者ハ其ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲スヘシ

第十七條 自動車使用者ハ毎年指定ノ日時及場所ニ於テ車輛及附屬機械器具ノ検査ヲ受クヘシ

指定ニ從ヒ検査ヲ受ケサルトキハ使用ヲ廢止シタルモノト看做ス但シ正當ノ事由ニ依リ検査ヲ受クルコト能ハサルモノニシテ豫メ其事由並延期ノ期間三十日以内ニ限り車輛検査證ヲ添付シ願出承認ヲ受ケルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ五日以内ニ検査證ヲ返納スヘシ

第十八條 検査ノ際ハ検査官吏ノ指示ニ從フヘシ

検査官吏ニ於テ必要ト認メタルトキハ機械器具ヲ分解スルコトアルヘシ

検査ニ因リテ生シタル費用及損害ハ自動車所持者ノ負擔トス

第十九條 取締令第十二條ニ依リ提出スル營業免許願書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一、出願者ノ本籍、住所、氏名、生年月日（法入ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款寫及代表者ノ氏名）

二、營業所所在地（支店出張所等ヲ含ム）

三、營業ノ種別（旅客運轉、貨物運輸ノ別）

四、車庫ノ位置

- 五、使用車輛數及検査済ノ車輛ヲ使用スルトキハ其ノ番號
- 六、車輛ノ重量及寸法
- 七、乗車定員又ハ貨物積載定量
- 八、運賃額

一定ノ路線又ハ區間ニ依ルモノニ在リテハ前項各號ノ外左記事項ヲ記載スヘシ

一、營業線路又ハ區間(道路ノ幅員ヲ記入シタル圖面添付)

二、駐車場ノ位置及其ノ相互間ノ距離(前號ノ圖面ニ之ヲ明示スルコト)駐車場ヲ設ケサルモノ

ニ在リテハ之ニ代ルヘキ方法

三、營業時間及發車時刻

第一項第二項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十條 一定ノ路線又ハ區間ニ依ル旅客運輸營業者ハ客車毎ニ運轉手ノ外ニ車掌一名以上ヲ附スヘシ但シ車輛ノ構造ニ依リ許可ヲ受ケ之ヲ置カサルコトヲ得

第二十一條 一定ノ路線又ハ區間ニ依ル旅客運輸營業用自動車ノ運轉手車掌及信號人ニ付テハ營

業者ハ其ノ服裝ヲ定メ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 一定ノ路線又ハ區間ニ依ル旅客運輸營業用客車ニハ車内略易キ箇所ニ運轉手及車掌ノ氏名札及賃金表ヲ揭示スヘシ

第二十三條 一定ノ路線又ハ區間ニ依ル運輸營業者ニ對シテハ避讓場ノ設置、信號人ノ配置、速度ノ制限、線路ノ變更其ノ他公安保持上必要ト認メタル施設若ハ制限ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條 一定ノ路線又ハ區間ニ依ル運輸營業者ニシテ其ノ營業ヲ一時休止セムトスルトキハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十五條 自動車ノ賃貸業ヲ營マムトスル者ハ左記事項ヲ具シ願出免許ヲ受クヘシ

一、出願者ノ本籍、住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款寫及代表者ノ氏名)

二、營業所所在地

三、賃賃料

前項第一號及第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ第三號ノ事項ヲ變

更セムトスルトキハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十六條 運轉手ヲ附シ自動車ヲ供給スルヲ業トスル者ハ取締令第十二條後段運輸營業ト看做ス

第二十七條 營業者ハ名義ノ如何ニ拘ラス定額賃金以外ノ金品ヲ請求シ又ハ請求セシムヘカラス

第二十八條 營業者ハ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ届出ツヘシ

一、營業者ノ本籍、住所、氏名（法人ニ在ソテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名）ニ異動ヲ生シタルトキ

二、車掌又ハ信號人ヲ雇入レ又ハ解雇シタルトキ

三、車掌又ハ信號人死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ

四、營業者死亡又ハ所在不明トナリタルトキ（法人ニ在リテハ其ノ解散シタルトキ）

五、一定ノ路線又ハ區間ニ依ル運輸營業以外ニ在リテハ其ノ營業ヲ休止シタルトキ

營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタル場合ニ於テハ戸主又ハ家族、法人ノ解散シタル場合ニ於テハ清算人ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十九條 取締令第十三條ニ依ル營業免許承繼ノ願書ニハ左記事項ヲ具シ双方連署ノ上（連署

シ能ハサルトキハ營業ノ讓受又ハ相續ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ文書ヲ添付スルコト）之ヲ提出スヘシ

一、出願者ノ本籍、住所氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地、定款寫、代表者ノ氏名）

二、營業免許年月日（免許指令ヲ添付スルコト）

三、承繼車輛數及其ノ番號

第三十條 第二十五條ノ營業者ノ就業ヲ不適當ト認メタルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトアルヘシ

第三十一條 取締令第十五條ニ依ル運轉手ノ免許願書ニハ履歷書、戶籍抄本及手札形半身寫眞ニ葉ヲ添付シ左記事項ヲ記載スヘシ

一、出願者ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、免許ノ種別

前項第一號ノ事項ニ變更ヲ生シタル時ハ五日以内ニ届出テ免許證ノ書換ヲ受クヘシ

第三十二條 取締令第二十條ニ依ル就業地變更ノ届書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一、出願者ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、免許ノ種別

前項ノ届書ヲ受理シタルトキハ日時及場所ヲ指定シ試験ヲ行フ

試験ニ合格シタルトキハ其ノ免許證ニ大阪府ノ證印ヲ押捺ス

試験ニ合格セサルモノハ就業スルコトヲ得ス

第三十三條 運轉手試験ヲ行フトキハ日時及場所ヲ指定シ呼出狀ヲ發ス

實地試験ノ爲車輛ヲ運搬スルトキハ免許證受有者ニ依ルコトヲ要ス

第三十四條 前二條ノ試験ニ因リ生シタル費用及損害ハ受験者ノ負擔トス

第三十五條 車掌及信號人ハ滿十七歳以上ノ者タルコトヲ要ス

第三十六條 營業者ハ車掌又ハ信號人ヲ雇入レムトスルトキハ本人ノ本籍、住所、氏名、生年月

日ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ願出テ免許證ヲ受クヘシ

前項ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出テ免許證ノ書換ヲ受クヘシ

免許證ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ旨届出テ免許證ノ再交付ヲ受クヘシ

第三十七條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ届出テ免許證ヲ返納スヘシ

一、車掌又ハ信號人死亡シ又ハ住所不明トナリタルトキ

二、車掌又ハ信號人ヲ解雇シタルトキ

第三十八條 車掌又ハ信號人ニシテ本令ニ違反シ又ハ就業上不適當ト認めタルトキハ其ノ免許ヲ

取消シ又ハ其ノ就業ヲ停止スルコトアルヘシ

前項ニ依リ免許ヲ取消サレ又ハ就業ヲ停止セラレタルトキハ雇主ハ五日以内ニ免許證ヲ返納ス

ヘシ

第三十九條 運轉手及車掌ハ就業中左記事項ヲ遵守スヘシ

一、免許證ヲ携帯シ警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スヘキコト

二、酒氣ヲ帶フヘカラサルコト

三、飲食喫煙又ハ雜談スヘカラサルコト

四、定員以外ニ乗車セシメ又ハ定量以外ノ貨物ヲ積載スヘカラサルコト

第四十條 運轉手ハ就業中前條ノ外左記事項ヲ遵守スヘシ

一、常ニ車輛ノ構造裝置ニ注意シ若シ異狀アリト認メタルトキハ直ニ運轉ヲ停止シ必要ナル措置ヲ爲スヘキコト

二、夜間ハ制規ノ燈火ヲ點スヘキコト

三、出火場其ノ他群集ノ場所ヲ通行スヘカラサルコト

四、本令第一條但書ニ依リ承認ヲ得タル道路、交通頻繁ノ場所、街角、橋上、阪路、電車停留

場其ノ他交通上危険ノ虞アル場所ヲ通過スルトキハ絶エス音響器ヲ鳴ラシ徐行スヘキコト

五、諸車ト並行シ又ハ競争スヘカラサルコト

六、同一方向ニ進行スル車輛ハ各車間三十間以上ノ間隔ヲ保ツヘキコト

七、進路ニ當リ人車馬匹在ルトキハ三十間以上ノ距離ヨリ音響器ヲ鳴ラシ注意スヘキコト

八、鐵道又ハ軌道ノ踏切ニ差鬼リタルトキハ徐行シ安全ナルコトヲ確認シタル後通行スヘキコト

九、街角ハ右折ハ大廻リ左折ハ小廻リヲ爲スヘキコト

十、郵便消防又ハ撒水用ノ諸車、祭葬ノ行列及軍隊其ノ他ノ隊伍ニ行逢ヒタルトキハ其ノ進行

ニ障害ヲ與ヘサル様徐行停止又ハ避讓スヘキコト

十一、前車ヲ追越サムトスルトキハ音響器ヲ鳴ラシ其ノ右側ヲ通行スヘキコト但シ電車ヲ追越

サムトスルトキハ其ノ左側ヲ通行スヘキコト

十二、警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ヲ以テ停車ノ意ヲ表シタルトキハ直ニ停車シ其ノ指揮

ニ從フヘキコト

第四十一條 營業用自動車ノ運轉手及車掌ハ就業中前二條ノ外左記事項ヲ遵守スヘシ

一、服制ノ定メアル者ハ制規ノ服裝ヲ爲シ且常ニ其ノ清潔ヲ保ツヘキコト

二、乗客ノ安全ニ乗降ヲ終リタルコトヲ確認スルニ非サレハ發車信號ヲ爲シ又ハ發車スヘカラ

サルコト

三、一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ許可以外ノ道路ニ於テ運轉スヘカラサルコト

四、信號人配置ノ場所ニ於テハ無難信號有ルニ非サレハ進行スヘカラサルコト

- 五、客席以外ノ場所ニ客ヲ座乗セシムヘカラサルコト
- 六、正當ノ事由ナクシテ發車又ハ乗車ヲ拒ムヘカラサルコト
- 七、名義ノ如何ニ拘ラス規定ノ賃金以外ニ金錢又ハ物品ヲ請求スヘカラサルコト
- 八、第四十四條及第四十五條ニ違反シタル者アルトキハ之ニ注意ヲ與ヘ尙肯セサルトキハ乗車ヲ拒絕スヘキ事其ノ職務上正當ノ要求ニ應セサル者アルトキ亦同シ
- 九、乗客ノ求メアリタルトキハ直ニ賃金表ヲ提示スヘキコト
- 第四十二條 信號人ハ濫ニ其ノ受持場所ヲ離レ又ハ自己ノ職務ヲ他人ニ委託スヘカラス
- 第四十三條 自動車乗用者ハ運轉手及車掌カ其ノ職務ヲ履行スルニ付之ヲ妨クルコトヲ得ス
- 第四十四條 左ニ掲クル者ハ一定ノ路線又ハ區間ニ依ル旅客運輸營業用自動車ニ乗車スルコトヲ得ス
 - 一、泥酔者
 - 二、法定傳染病其ノ他同乗車ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ疾患アル者
 - 三、同乗者ニ迷惑ヲ及ホスヘキ汚染シタル衣服ヲ着用スル者

四、臭氣ヲ發散シ其ノ他他人ノ迷惑ト爲ルヘキ手荷物又ハ畜類等ヲ携帯スル者

第四十五條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル旅客運輸營業用自動車ニ乗車セムトスル者ハ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一、車内ニ於テ喫煙スヘカラサルコト
 - 二、進行中ニ乗降シ又ハ肢體ヲ車外ニ出スヘカラサルコト
 - 三、車内ニ於テ放歌、喧噪其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スヘカラサルコト
 - 四、前條又ハ本條ノ規定ニ基キ乗車ヲ拒絕セラレタルトキハ直ニ降車スヘキコト
- 第四十六條 貨物自動車ニハ貨物ノ運搬又ハ積卸ニ從事スル者カ特ニ設ケラレタル座席ニ乗ル場合ノ外乗車シ又ハ乗車セシムヘカラス

第四十七條 貨物ノ積載ニ付テハ自動車使用者及貨物運搬又ハ積卸從事者ハ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一、積載定量ヲ超過スヘカラサルコト
- 二、車體外ニ出ツル長大ナル物件ヲ積載スヘカラサルコト

三、積荷ハ地上ヨリ八尺以下トシ墜落セサル様緊束スヘキコト

四、脱漏飛散シ易キ物又ハ臭氣ヲ發散スヘキ物ヲ積載スルトキハ其ノ脱漏飛散又ハ臭氣ノ發散ヲ防止スルニ足ルヘキ容器ヲ用キ其ノ他適當ノ施設ヲ爲スヘキコト

第四十八條 取締令及本令ノ規定ニ依ル願届書ハ特ニ定メタルモノヲ除ク外營業者ニ在リテハ其ノ營業所其ノ他ノモノニ在リテハ其ノ住所（法人ニ在リテハ其ノ事務所）ノ所轄警察官署ヲ經由シテ當廳ニ提出スヘシ

前項ノ願届書ニハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人、準禁治産者又ハ妻ニ在リテハ其ノ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ營業ニ關シ成年人ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者及未成年ノ運轉手ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 取締上必要ト認メタルトキハ特ニ遵守事項ヲ命スルコトアルヘシ

第五十條 本令第七條、第八條、第九條、第十條第三項、第十三條第二項、第十四條、第十六條、第十九條第三項、第二十條、第二十四條、第二十五條第一項及第三項、第二十七條、第三十六條第一項、第三十九條乃至第四十七條ノ規定ニ違反シ又ハ第二十三條、第三十條、第三十

八條第一項及第四十九條ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十條第二項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十一條、第二十二條、第二十五條第二項、第二十八條、第三十一條第二項、第三十六條第二項及第三項、第三十七條、第三十八條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第五十一條 前條ニ列舉シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前條ニ照シ之ヲ處罰ス

第五十二條 自動自轉車ニ對シテハ本令ニ依ルノ外自轉車取締規則ヲ準用ス

第五十三條 營業用又ハ自家用自動車ノ使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免レルコトヲ得ス

附 則

第五十四條 本令ハ大正九年四月十一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十五條 明治四十五年六 大阪府令第五十七號自動車取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

内務省令道路取締令

内務省令第四十五號

道路法第四十九條の規定に基き道路取締令左の通定む

大正九年十二月十六日

内務大臣 床次竹二郎

道路取締令

- 第一條 道路を通行する者は左側に依るへし
- 第二條 歩道車道等の區別ある道路に於ては其の區別に従ひ通行すへし
 隊伍、神輿、葬列其の他の行列は車道を通行すへし。但し幼児童の隊伍は此の限りにあらず、
 小兒車は歩道を通行すへし
- 第三條 牛車、馬車、自動車其の他の重き車輛は歩道を横切るへからず、但し通路に特別の装置ある場合又は最寄警察官吏の承認を受けたるときは此の限りに在らず

牛、馬、諸車は斜に道路を横切るかへらす

地方長官必要を認むる時は交通頻繁なる道路に於いて特別に指定したる場所の外區域及時間を限り車道の横断を禁止するを得

第四條 牛、馬、諸車等行逢ふ時は互に左方に避讓すへし

第五條 牛、馬、諸車等前方に在る者を追越す場合は止むを得ざる時を除くの外前車は左方に避け後車は其の右を通過すへし

前條の場合に於いては後車に於いて音響器を鳴らし又は掛聲其の他の合圖を爲し前車の避くるを待ちて進行すへし

牛、馬諸車等電車を追越す場合は前路の状況に依り止むる得ざるをを除くの外其の左方を通過すへし

第六條 進行中の消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍、神輿、葬列に對しては避讓すへし

第七條 牛、馬、諸車等は左の場合に於いては音響器を鳴らし又は掛聲其の他の合圖を爲し徐行すへし

- 一、道路の交叉點、曲角其他屈曲の場所又は雜沓の場所を通過する時
- 二、第三條第三條の規定に依り地方長官の特に指定したる場所を通過する時
- 三、歩道を横切る時

四、安全地帯の設けなき停留場に在る電車の側方を通過する時

牛、馬、諸車等坂道、墜道又は橋梁を通過するときは除行すへし

牛、馬、諸車等道路交叉の場所に於いて右折せむとする時は道路を權切りたる後右方に轉向すへし

前條第四號の場合に於いて乗降客輻輳するときは牛、馬、諸車等ば一時進行を停止すへし

第八條 牛、馬、諸車等は夜間燈火を用ひずして通行すへからず

地方長官は土地の狀況に依り前項に異りたる規定を設くることを得

第九條 鐵道又は軌道の踏切を通過せしむる時は汽車、電車等の接近せざることを確めたる後通行すへし

第十條 牛、馬、諸車等は安全地帯内を通行すへからず

第十一條 道路の交叉點、曲角、墜道又は橋梁等に牛、馬、諸車を駐むへからず

牛、馬、諸車等を道路に駐む時は其の左側端に於いて之を爲すへし

前項の場合に於いては牛、馬等の奔逸を防ぐに必要なる措置を爲すへし 但し並木、道路元標

里程標及道路標識等に之を繋ぐへからず

第十二條 荷車の輪帶幅は左の制限に従ふへし

牛車 三寸五分以上

四輪車にありては其の前輪を後輪の二分一迄縮少することを得

馬車 三寸以上 同上

大車 荷臺の面積十八平方尺以上のもの 二寸以上

無限軌道其他道路を損傷せざる特別の装置をなせる車にありては其の装置の幅を以つて前項輪帶幅と看做す

第十三條 荷車の積載量は車體の重量を合せ左の制限を越ゆることを得ず

自動車 千四百貫

牛車 四輪車 五百五十貫

其の他四百貫

馬車 四輪車 五百貫

其の他 三百五十貫

大車 二百貫

第十四條 荷車の容積は左の制限を越ゆることを得ず

一、高 自動車に在りては臺より八尺其の他の荷車にありては六尺

二、前後の出幅 荷臺より各二尺

三、左右の出幅 荷臺より各一尺

自動車による積荷は之を車體の前後左右に突出せしむることを得ず

第十五條 地方長官は土地の状況道路橋梁又は車體の構造若は装置に依り第十二條第一項、第十

三條及第十四條の制限に異りたる規定を設くるを得

第十六條 第十三條第十四條の規定又は第十五條に基く命令に依る荷車の積載量、其の積荷の容

積の制限を越ゆる物にして分割すべからざる場合は出發地警察官署の許可を受くへし

第十七條 管理者は道路に關する工事の爲め必要あるときは道路の通行を禁止し又は制限するこ

とを得

第十八條 地方長官は危険豫防上其の他公安上必要と認むる時は道路の通行を禁止し又は制限す

ることを得

警察官吏は危険豫防上其の他公安上必要と認むるときは一時道路の通行を禁止し又は制限する

ことを得

第十九條 道路を掘鑿し又は道路に物を置く場合には繩張點燈其の他の危険豫防に必要な装置をなすへし

第二十條 沿道の土地に物を堆積し又は立ておく時は倒壊崩落を防ぐに必要な装置を爲すへし

第二十一條 道路又は沿道の土地において工作物を建設撤去若しくは修繕し又は其の他の作業を爲すときは土砂瓦石竹木金物等の道路に飛散又は墜落するを防ぐに必要な装置をなすへし

第二十二條 警察官署は道路及沿道の土地における工作物其の他の施設及物件に付其の占有者に

對して危険防止其の他交通保全のため必要なる措置を命ずることを得

第二十三條 道路に於いて物を運搬するときは其の飛散墜落及危険を防ぐに必要な装置をなすべし

第二十四條 道路に於いて乗馬又は諸車運轉の練習を爲すべからず 但し交通稀疎にして危険の虞れなき場所においては此の限に在らず

第二十五條 交通頻繁なる道路に於いて兒童に遊戯を爲さしめ又は保護者なくして幼兒を歩行せしむべからず

第二十六條 道路に於いて、煙火、空氣銃、吹矢の類を弄し又は投石、投球等危険なる行爲をなすべからず

第二十七條 第二條第三條第一項第二項第四條乃至第八條第一項第十條及第二十五條の規定に違反したる者又は第三條第三項の規定に基く禁止に違反したる者は科料に處す

第二十八條 第十一條、第十三條第十四條第十六條、第二十三條、第二十四條及第二十六條の規定に違反したる者、第十二條第一項の規定又は第十五條の規定に基く命令に依る輪帶幅の制限に

違反したる荷車を使用し若は同條の規定に基く命令に依る荷車の積載量其の積荷の容積の制限に違反したる者又は第十七條、第十八條の規定に基く禁止若は制限に違反したる者は拘留又は科料に處す

第二十九條 第十九條乃至第十一條の規定に違反したる者又は第二十二條の規定に基く處分に違反したるものは百圓以内の罰金又は拘留若くは科料に處す

第三十條 前項の罰金は之を法人に適用す

法人を處罰すべき場合は其の代表者を以つて被告人とす

第三十一條 本令に規定するものの外道路法第四十九條の規定に基く命令は地方長官之を定む

附 則

本令は大正十年一月一日より之を施行す

本令施行の際現に使用す荷車の輪帶幅は大正十五年十二月三十一日迄本令又は本令に基きて發する命令の制限に依らざることを得

(参照)

大正八年四月十一日公布法律第五十八號道路法抄録

第四十九條 道路の使用又は鐵道若くは其の交通の保全に關する規定は命令を以つて之を定む
沿道の土地に於ける工作物の建設其の他の作爲又は不作爲の制限にして道路又は其の交通の保
全の目的を以つてするものに付亦同し（内務省道路取締令 終）

警視廳令交通取締規則（大正十五年
二月六日發布）

第一條 本令ニ於テ道路ト稱スルハ道路法第一條ノ規定ニ依ル道路及公衆ノ自由ニ通行シ得ル場
所ヲ謂フ

第二條 道路法第一條ノ規定ニ依ル道路以外ノ道路ニ關シテハ本令ニ規定スルモノノ外道路取九
令ノ規定ヲ準用ス

第三條 本令ニ於テ車馬ト稱スルハ道路ヲ使用スル牛、馬、諸車等ヲ謂フ但シ電車及小兒車ノ類
ヲ除ク

第四條 所轄警察官署ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路取締令又ハ本令ニ依リ
テ其ノ爲シタル許可又ハ指定ヲ取消シ制限シ、又ハ變更スルコトヲ得

第五條 道路ヲ通行スル者ハ警察官吏ノ交通ニ關スル指揮又ハ信號アリタルトキハ直ニ之ニ從フ
ヘシ

第六條 車馬ヲ操縦シ又ハ馭スル者ハ左ニ定ムル所ニ從ヒ信號ヲ爲スヘシ但シ已ムヲ得サルトキ

ハ他ノ適當ナル信號ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

- 一、右折セムトスルトキ 右手ヲ開キ右方水平ニ舉ク
- 二、左折セムトスルトキ左手ヲ開キ 左方水平ニ舉ク
- 三、停止セムトスルトキ 右手又ハ左手ヲ握リ斜下ニ出ス
- 四、後者ヲシテ追越サシメムトスルトキ 右手又ハ左手ヲ開キ右方又ハ左方水平ニ舉ケ之ヲ前
後ニ動カス
- 五、道路ノ交叉點ニ於テ前進セムトスルトキ 右手又ハ左手ヲ前方水平ニ舉ク

前項第一號乃至第四號ノ信號ハ腕ヲ外方ニ突出シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 道路ヲ通行スル者ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、歩行者、兒童幼兒ノ隊伍及小兒車ノ類ハ歩道ノ左側
- 二、緩行車馬（足踏自轉車、牛馬車、人力車、荷車等疾行車馬ニ非サルモノ）隊伍、神輿葬列
其ノ他ノ行列、長大物件ヲ運搬スル者及二人以上ニテ物件ヲ運搬スル者ハ車道ノ左側
- 三、疾行車馬（自動車、自動自轉車、サイドカー附自動自轉車等）ハ車道ノ中央部左側

幅員十一米（六間）以上ノ道路ニシテ歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ前項ノ適用ニ關シ道路
ノ兩側ニ於テ各其ノ幅員ノ六分ノ一ヲ歩道其ノ他ノ部分ヲ車道ト看做ス

第八條 軌道敷内ハ横斷其ノ他已ムヲ得サル場合ノ外通行スヘカラス但シ疾行車馬ニシテ電車ノ
進行ヲ妨ケサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 電車ノ直前又ハ直後ニ於テ軌道ヲ横斷スヘカラス

第十條 人家連檐ノ場所ニ在リテハ車馬ハ其ノ幅員ノ二倍半以上ノ幅員ヲ有スル道路ニ非ラサレ
ハ通行スルコトヲ得ス但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此限ニ在ラス

第十一條 車馬連續シテ進行スルトキハ前者ニ對シ疾行車馬ハ十一米（五間三尺）以上、緩行車
馬ハ三米（一間四尺）以上ノ距離ヲ保ツヘシ

第十二條 車馬ハ濫ニ追越シ又ハ併列進行スヘカラス

第十三條 他ノ車馬ヲ追越サムトスルトキハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ
爲シ前者ノ避讓又ハ第六條ノ規定ニ依ル信號ヲ待チテ之ヲ爲スヘシ

第十四條 車馬ハ乗客乗降中ノ電車ヲ追越サムトスルトキハ其ノ電車ヨリ二米(約一間)以上ノ間隔ヲ保有シ徐行スヘシ但シ安全地帯ノ設ケアルトキハ此ノ限ニアラス

第十五條 交通頻繁ナル道路ノ交叉點ニ於ケル車馬ノ右折ハ之ヲ避クヘシ

第十六條 車馬ハ道路ノ交叉點ニ於テ右折セムトスルトキハ車道ノ左側ニ一時停止シ進マムトスル方向ノ交通ノ開カルルヲ待チテ進行ヲ始ムヘシ

第十七條 道路ノ交叉點ニ於テ停止ヲ命セラレ又ハ停止ノ信號アリタルトキハ其ノ交叉セル部分ニ立入ルヘガラス

前項ノ制限ヲ超エタル後停止ヲ命セラレ又ハ停止ノ信號アリタルトキハ直ニ其ノ場ニ停止シ警察官吏ノ指揮ヲ待ツヘシ

第十八條 出火場ニ赴ク消防車接近シ來リタルトキハ車馬ハ避讓シ進行ヲ停止シテ其ノ通過ヲ待ツヘシ

第十九條 同一方向ニ進行スル車馬ニ在リテハ疾行車馬ニ其ノ交通ヲ讓ルヘシ

第二十條 車馬ノ進路交叉シ衝突ノ虞アルトキハ他ノ車馬ヲ左ニ見ルモノニ於テ一時停止シ其ノ

通過ヲ待ツヘシ

第二十一條 牛、馬ノ牽綱ハ一米(三尺三寸)以内ニ之ヲ把ルヘシ

第二十二條 尖端アル物件ヲ運搬スルトキハ其ノ尖端ヲ纏束スル等危険豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲

スヘシ

第二十三條 不潔物、見若シキ物、飛散漏出若ハ墜落シ易キ物又ハ著シキ騒音ヲ發スル物ヲ運搬スルトキハ覆蓋其ノ他適當ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十四條 酒氣ヲ帶ヒタル者又ハ不熟練ナル者ハ車馬ヲ操縦シ又ハ馭スヘカラス

第二十五條 道路取締令第十六條及其ノ準用規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル願書ニ通テ出發地所轄警察官署ニ提出スヘシ

一、車輛ノ種類及運搬ノ方法

二、積荷ノ品目

三、積荷ノ制限ヲ超過スル重量、容積

四、通行ノ路線及時

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ運搬中積荷ノ見易キ箇所ニ其ノ旨標示シ且許可證ヲ携帯スヘシ
 第二十六條 道路ニ車馬ヲ駐ムルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ但シ特ニ指示アリタルトキハ之ニ
 從フヘシ

- 一、進行ノ方向ニ向ケ車道（歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ道路ノ左側端ニ駐ムルコト但シ
 二輪ノ自轉車ハ歩道上車道側ニ駐ムルコトヲ得
 - 二、道路ノ交叉點、曲角、ガード又ハ橋梁等ヨリ五米（二間四尺）以内ニ駐メサルコト
 - 三、火災報知機、消火栓又ハ人孔等ヨリ四米（一間四尺）以内ニ駐メサルコト
 - 四、電車停留場側ニ於テ其ノ標示柱ヨリ三十六米（二十四間）以内ニ駐メサルコト
 - 五、建設物ノ出入口ニ駐メサルコト
 - 六、車道（歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ道路）ノ幅員十一米（六間）未滿ノ道路ニ在リテ
 ハ兩側ニ相對シテ駐メサルコト
 - 二輪ノ自轉車ニ關シテハ前項第四號乃至第六號ノ規定ヲ適用セス
- 第二十七條 電車ヲ待合ハス者ハ安全地帯ニ、安全地帯ノ設ケナキ場所ニ在リテハ車道ニ接近シ

- テ歩道ニ歩車道ノ區別ナキ場所ニ在リテハ軌道ニ接近シテ軌道敷外ニ立ツヘシ
 乗合自動車ヲ待合ハス者ハ車道ニ出ツヘカラス
- 第二十八條 定員ヲ超エ又ハ乗用ニ供スル爲設備セラレタル箇所以外ニ乗車シ若ハ乗車セシムヘ
 カラス但シ貨物自動車ニ在リテハ其ノ積荷ノ積卸ニ必要ナル人員ノ乗車ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十九條 進行中ノ車馬ニ乗降シ又ハ乗降セシムヘカラス
- 第三十條 横斷歩道ノ設ケアル場所ニ在リテハ其ノ區域外ニ於テ車道ヲ横斷スヘカラス
- 第三十一條 百人以上隊伍ヲ組ミ又ハ行列ヲ爲シ道路ヲ通行セムトスルトキハ左ノ事項ヲ遵守ス
 ヘシ但シ祭葬、講社、學生生徒ノ隊伍行列其ノ他慣例アルモノニ付テハ出發地所轄警官署ノ許
 可ヲ得テ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 一、百人以下毎ニ一隊ト爲シ二列乃至四列側面縱隊ヲ組織スルコト
 - 二、各隊ニバ二人以上ノ監督者ヲ附スルコト
 - 三、各隊間ニバ五米（二間四尺）以上ノ間隔ヲ保ツコト
 - 四、旗幟、提燈、萬燈ノ類ヲ携帯スルトキハ其ノ高三米（一間四尺）以内ニテ容易ニ携帯シ得

ヘキモノタルコト

第三十二條 警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス隊伍行列ニ關シ遵守事項ヲ命スルコトヲ得

第三十三條 警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外道路ニ於テ演藝、演說、說教其ノ他人寄セノ行爲ヲ爲スヘカラス沿道ノ場所ト雖因テ道路ニ於ケル交通ノ妨ケトナルヘキ場合亦同シ

第三十四條 道路ニ廣告、宣傳ビラ等ヲ撒布スヘカラス

第三十五條 車馬ヲ特ニ裝飾シテ廣告、宣傳等ノ目的ヲ以テ通行スヘカラス

第三十六條 左ニ掲クル行爲ヲ爲サムトスルトキハ其ノ目的、方法、期間及區域又ハ場所ヲ具シ所轄警察官署（第八號乃至第十二號ノ場合ハ出發地所轄警察官署）ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一、道路ニ工事ヲ施サムトスルトキ

二、道路ニ於テ作業ヲ爲サムトスルトキ

三、工事ノ爲道路ニ竹木、土石其ノ他ノ材料ヲ置キ又ハ掛出、板圍、繩張、足代、支柱等ヲ設ケムトスルトキ

四、道路ニ幟抗、舞臺、掛小屋等ヲ設ケムトスルトキ

五、道路ニ電柱、揭示板、廣告札、標榜、柵欄、街燈、飾門、飾塔、跨道ノ類ヲ設ケムトスルトキ

六、道路ニ屋臺店ノ類ヲ出サムトスルトキ

七、道路ニ於テ寄附金品ヲ募集シ又ハ物件ヲ販賣若ハ交付セムトスルトキ

八、道路ニ神輿、山車、踊屋臺等ヲ出サムトスルトキ

九、廣告、宣傳等ノ爲旗幟、看板、行燈等ヲ用キ通行セムトスルトキ

十、異様ノ扮裝ヲ爲シ又ハ數人連行樂器ヲ鳴ラシ通行セムトスルトキ

十一、道路ニ於テ特別ノ設備ニ依リ車馬ヲ牽引シ又ハ物件ヲ移轉若ハ運搬セムトスルトキ

十二、道路ニ於テ徒歩競走ヲ爲サムトスルトキ

十三、前各號ノ外交通ノ妨ケトナルヘキ方法ニ依リ道路ヲ使用セムトスルトキ

第三十七條 道路管理者ヨリ道路占用ノ許可又ハ承認ヲ受ケタル者ト雖前條ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ占用ヲ開始スルコトヲ得ス

第三十八條 道路ニ工事ヲ施ス者ハ左ノ事項ヲ九守スヘシ

一、工事區域ハ工事ニ直接必要ナル限度ニ止ムルコト

二、工事區域ハ掘上土砂、機械、器具材料等ノ置場並復舊工事未完成ノ部分ヲ合シ左ノ制限ヲ超エサルコト

イ 延 長

電線路埋設工事ニ在リテハ七百二十七米二七（四百間）但シ掘坑ハ三百六十三米六四（二百間）

軌道工事ニ在リテハ三百六十三米六四（二百間）

管路埋設工事ニ在リテハ二百七十二米二四（百五十間）但シ掘坑ハ九十米九一（五十間）

ロ 幅 員

道路幅員ノ六分ノ一

三、數工區同時ニ工事ヲ行フトキハ各工區間ニ五十四米五四（三十間）以上ノ距離ヲ保ツコト

四、前二號ニ依リ難キトキ又ハ一工區ノ工事十日以上ニ亘ルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ク

ルコト

五、道路ヲ横斷シテ工事ヲ行ハムトスルトキハ之ヲ兩分シ其ノ一半ヲ終リタル後ニ非ラサレハ他ノ一半ニ着手セサルコト但シ已ムヲ得サル場合ニシテ交通上支障ナカラシムル爲架梁其ノ他ノ適當ナル設備ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

六、建設物ノ出入口ニ接近シテ工事ヲ行フトキハ出入ニ支障ナカラシムル爲適當ナル措置ヲ爲スコト

七、消火栓ノ位置ヲ變換シ又ハ消火栓ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スルトキハ適當ナル標識ヲ以テ其ノ位置ヲ明示スルコト

八、土砂又ハ材料ノ類ヲ以テ消火栓、人孔等ヲ掩蔽シ又ハ下水ノ疏通若ハ路面並街渠ノ排水ヲ妨害セサルコト

九、湧水、溜水等ヲ路面ニ溢水セシメサルコト

十、工事終リタルトキハ避滞ナク交通上支障ナキ状態ニ復スルコト

十一、工事ニ着手シタルトキハ及前號ノ状態ニ復シタルトキハ直ニ所轄警察官署ニ其ノ旨届出

ツルコト

十二、工事現場ニハ起業者及請負人ノ住所、氏名並工事ノ期間ヲ標示スルコト

第三十九條 道路ニ商品、商品棚、塵芥容題等ヲ置キ又ハ軒、標旗、標燈、看板、物干、日除、雨除、煙突等ヲ突出セシムヘカラス但シ標旗、標燈、看板、日除、雨除ノ類ヲ路面上ニ二米四二（二間二尺）以上ノ高サニ於テ六十一糎（二尺）以内突出セシムルハ此ノ限ニ在ラス前項但書ニ依ル日除、雨除ハ布類ヲ用キ構造装置上危険ノ虞ナカラシメ必要ナキトキハ之ヲ捲收スヘシ
日除、雨除ニ關シテハ人家連檐セサル場所ニ限り所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第四十條 露店ハ所轄警察官署ニ於テ指定シタル區域内ニ非サレハ之ヲ出スコトヲ得ス

第四十一條 露店ヲ出ス者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、各店ハ間口二米（約一間）奥行一米（三尺三寸）以内タルコト
- 二、十二米（六間三尺）毎ニ一米（三尺三寸）以上ノ間隔ヲ保ツコト
- 三、道路ノ交叉點、曲角、横斷歩道又ハ電車停留場側ニ於テ其ノ標示柱ヨリ十一米（六間）以

内ニ出店セサルコト

- 四、火災報知機、消火栓、人孔等ヨリ三米（一間四尺）以内ニ出店セサルコト
- 五、路次又ハ建設物ノ出入口ヲ閉塞セサルコト
- 六、驛賣ヲ爲ササルコト
- 七、魚貝其ノ他腐敗シ易キモノヲ販賣セサルコト
- 八、道道ヲ汚損セサルコト
- 九、午後十一時以後ハ閉店スルコト

第四十二條 所轄警察官署ハ露店ヲ出ス者ニ對シ前條ノ外取「ハ」必要ト認ムル事項ヲ命スルコトヲ得

第四十三條 道路ニ於テ車馬ニ依リ人畜ヲ殺傷シ又ハ他人ノ物件ヲ損壞シタルトキハ過失ノ何レニアルヲ問ハス直ニ停止シ警察官吏ノ指揮ヲ受クヘシ
前項ノ場合警察官吏ニ在ラサルトキハ被害者ノ救護其ノ他必要ナル措置ヲ爲シタル後自己及雇主ノ住所氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地）ヲ被害者若ハ其ノ同伴者ニ告知シ且

其ノ事實ヲ最寄警察官吏ニ申告スヘシ

前二項ノ措置ヲ爲スニ付乗客ハ之ヲ妨クヘカラス

第四十四條 本令ノ規定ニ違反シ又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ本令ノ規定ニ依ル許可ノ條件

ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者亦同シ

第四十五條 法人ニ在リテハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

第四十六條 本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 明治三十三年六月警視廳令第二十五號道路取締規則ハ之ヲ廢止ス

第四十八條 道路取締規則ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存

スルモノハ本令ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 本令施行ノ際第四十一條各號ノ事項ニ異リタル慣行アルモノニ付テハ大正十七年十

二月三十一日迄其ノ慣行ニ從フコトヲ得

【附録】

快走萬里

一笠一杖に行脚の夢を結び昔は知らず今は茫々千里唯一走、
 忙繁の中に幾許かの時間を見出し且つは兩賣柄の利便を時にこ
 つての幸として先づ近畿を中心に其の日歸りの自動車遠乗、遠
 くは東海、山陰、山陽、の走破、遙かに九州一周の耐寒走行或
 は四國の周走をなし、白雲流水を顧みて壯快の感忘れ難く頽筆
 を執つて感想二三、茲に誌す

〔巻頭の口繪(第五面)は其時の蒐印の一部なり〕

重森生



快走萬里

- 一、自動車遠乗の壯快味
- 二、近畿地方の遠乗
- 三、阿蘇の横斷
- 四、四國周走
- 五、路上閑話

一 自動車遠乗の壯快味

自動車遠乗の壯快味は朗らかな天氣に坦々砥の如き道路を全速力で飛ばす時である、通行の人には氣の毒であるが後ろに濛々たる砂煙を捲き上げて、フルスピードで走る壯快さは市街地のタクシーではとても味はい得ない、夫れに春の花を訪ね、秋の紅葉を探るための遠乗になれば一段の興趣を増すのである。

然し或る任務を以て豫定を定めて數十日がかりの長距離走行になれば此の壯快味の反面に多少の苦痛も伴ふ、坦々砥の如き道、斯様に良好な道路は二三十里と續くは甚だ稀である。

至る處急峻なる阪路、泥濘膝を没する道、腐朽せる橋梁、一方は見上る許りの絶壁片方は千仞の斷崖で一度ハンドルを誤れば車體諸共木葉微塵となる危険な道もある、其上行程に豫定のある事なれば雨の降る朝も吹雪の日も旅館で日和待ちする様な香氣もなく參謀本部の地圖を便りに不案内な道を毎日く走りして行くのであるから旅館の泊りの數を重ねる毎に身神は極度の疲勞を感じ他人の思ひ付かぬ苦痛を覺へるのである。

豫定の走行を終つてその跡を顧みれば此の苦痛は直に忘れて壯快味のみ記憶である、旅行の距離が長いだけ多くの異つた風物に接し、愉快な事も数々ある、毎日續く走行であるから退屈になれば大正の彌次喜多振りを發揮して大に茶目りながら走行を續けた。

遠乗としては二三日がかり永くて一週間位の旅が最も適當のころである。

二 近畿地方の遠乗

近畿地方で自動車の遠乗するに云へば日がへりの旅なればまづ京都付近の名所見物、明石姫路あたりまでの海岸傳い、奈良往復、和歌の浦行なきであるが、自分は和歌の名所巡りが氣持がよいと思ふ。

大阪から王寺、高田を経て畝傍御陵橿原神宮を參拜して東に向い、多武峯から直に長谷寺に參詣して歸途は奈良へ回はつて歸る、或は高田から畝傍に行かず真直に南行して吉野山に登る道なきは路面が良好であるの自動車走行に對して障礙が少く其上沿道は史蹟に富み且つ景色としては花あり、紅葉あり、春秋一日の清遊としては絶好の處である。

京都の名所巡りも悪くはないが遠乗は市街地の雜踏を避けて田舎道を無遠慮に走るに限る。

氣持よく走れる道に云へば少しく距離が延びるが伊勢街道である尙上等は神宮の御參道である伊勢參宮をするには大阪から大和の初瀬、伊賀の名張、上野を通過して加太峠を越へて關の町の中程にある石鳥居をくぐつて南行する道が多少の迂回路であるが具合がよい、片道で途中食事休息の時間共に七八時間の走行である。

伊勢の椋本から津の一身田に至る間の松原道や、松阪から齊宮、明星あたりの道は實に走り心地がよい、神宮の參拜をすまして二見から烏羽に行く間の風景は汽車旅行のみした人々は知らぬ絶景である。

奈良から笠置山の北麓を東に伊賀上野に至る道は景色はよいが路幅が狭く行き違ひの荷車のある時は一寸難儀する所もある、島ヶ原からは道はだんくよくなつて鍵屋の辻、伊賀越仇討の遺跡あたりは立派な道である。

尙東海道行は江州草津から水口を通り鈴鹿を越す舊來の東海道は伊勢の桑名の東で木曾川、楫斐川の渡船があるから現在の東海道線と並行するが順路である。

國縣境でよく見受ける事であるが境界の標柱を限りに兩方の行政区が異なるため同じく縣道でも路面の状態が違ふ處もある、大和五條の西待乳峠の麓兩國橋は大和、紀州の境である、橋は約三間ばかりの長さで橋を間にして兩側の路面の相違は殊に目立つ。

高野登山路の不動阪は登るに仲々骨が折れるが降るが尙一層の仕事である、ブレーキを引き締めブレーキから白煙を出しながら斷崖を傳ふて降る時は腋下に冷汗の流れるを覺へ、心細さに南無大師を唱へざるを得ない、極樂橋から下は乗合自動車も通じて居て道は餘程樂になる。

和歌浦紀三井寺あたりの風光は茲に説明するまでもなく走り心地としても上等の道である。

在來の阪神街道は走り心地としてはよくない、明石から姫路の間の國道筋は走り具合は餘程良いが景色としては海岸通が良い、別府、尾上、高砂を通ふて所謂播州の名所巡りをするが趣味豊富である、然し道幅は狭く路面の凹凸は可成多い。

山陽道の國道の内では本郷から西條に行く間に一寸難儀な峠があるから雨天の日なごは三原から竹原に回る縣道の方が樂であり又瀬戸内海の景色を賞美する事も出来る。

三 阿蘇の横斷

阿蘇山に來るまでには自分等は大阪を出發して既に三十餘日を経て中國の各地を巡つて九州に渡り、福岡、唐津、長崎、島原、久留米なごを通過して來て居るのである、其間幾多の惡路を越え積雪と戦い、九州に入つてからでも筑前八木山の積雪、肥前日見峠の峻険等を経験して難道走破に對して相當の自信はあつたが冬の阿蘇山越へは壯快であるが頗る難儀もした。

二月十二日午後二時熊本を出發、東方に向つて大津、立野を過ぎ阿蘇の外輪山の一部である二重峠に差ししかかれば道路面は次第に泥土が深く、此の邊一帶は火山灰と熔岩で出來た土地であるから道に締りがなく車輪はスリップして一向に速度は出ない、或る山崩れの水溜りの處に人頭大の熔岩と火山灰を打ち掛けた急造の假道があつた此處で車は泥の中にめり込んで後に戻す事も前に進む事も出來ず、吹雪の中で約一時間許りでやつと此の難所を切り抜け二重峠を降つて阿蘇平原即ち火口原に入れば道路は案外に良好で午後六時宮地町に到着、蘇門館に宿り、明日の天氣を氣づかないから不安の一夜を過した。

明くれば十三日、阿蘇の噴火口を見るに云ふ事は吾々が大阪出發以來樂みにして居たもの一つである、昨夕からの吹雪は全く晴れて居るが、山も原も一面の銀世界である、案内者は今日の登山は見合す様に云ふが定められた旅の豫定のある事なれば遂に勇氣を出して噴火口見物に出掛けた。

午後一時宿に歸つて車を整へ阿蘇神社へ參詣して記念のスタンプを頂いて午後二時過ぎて宮地を出發、内牧から北に外輪山の一部長倉峠を越えて大分縣に向つた。

長倉峠の南側は舊噴火口壁で斷崖に沿ふて道は九十九折について居る、頂上に近づくに従つて路面は次第に泥土深く且つ勾配も急になり低速度で漸く頂上に着いた。

頂上の景色は實に雄大なもので展望十數里、見渡す限り群巒波濤の如く連り其中に九重山由布岳なき高く雲表に聳へ何れも白皚々たる白雪に掩はれ後ろには噴火口より濛々たる噴煙空を衝いて昇るを見る、全く崇巖の極みである。

長倉峠から北は前日の二重峠以上の惡道路で泥濘深く車輪は半徑までめり込んで車の通ふた後は兩輪の跡ミ差動筐の跡ミ三筋の跡を泥土の上に残す處もあり又日蔭の處は氷結して岩の如く固

くなり夫れに前日通ふた荷車の軌跡は幾條もなく交互して六七寸の凹みとなり其まま凍りて操縦のハンドルは一向に役立たず、たま／＼バラスを敷いた道に出たと思へば泥土の上に輕石の小粒なのを敷いたのであるから車を通せばザク／＼音を立てて車輪のめり込む事は前と同じで走行は實に困難を極め車を走らすよりはすべらして谷に落さぬに云ふだけがやつとの努力である、時々車から降りて金槌で氷を碎き木片で道を直しつつ牛の歩みで日没後漸く九重山麓の北小國に云ふ部落に着き隈府屋に云ふ宿に綿の如く疲れ切つた身體を横へた。

十四日午前九時北小國出發、小國から中村までの道路は左程の難儀はなかつたが、中村から湯平に至る間の道は長倉峠と同様の惡道路で走行は頗る困難であつた。

湯平から大分までの道は坦々砥の如く天氣は良くなる全速力で一氣に大分市を通過して別府に入り茲に阿蘇横斷は無事に終つたのである。

別府に着いた時の吾々の姿は頗る慘めなものであつた、阿蘇の黄泥で車體は汚れカーキ色に染り自分等の服も勿論砂塵を浴びてそれに約四十日の寒風に曝らされ鼻先や耳は凍傷にかかつて居る、此の夜は温泉宿で湯治に來て居る友人が訪ね來て吾々の健康のため心からの祝杯を舉げて呉

れた。

四 四 國 周 走

四國一周旅行は實に愉快な旅であつた、時は丁度陽春四月、至る所花笑ひ、鳥歌ふに云ふ季節である。

徳島より阿波の南海岸に沿ふて日和佐、甲浦を経て室戸崎を回つて高知に向ふ間の如きは左に蒼茫たる太平洋の煙波を眺めつつ青松奇巖の間を縫ふて走り、田舎宿で四國巡禮に合宿して悠長なる詠歌の聲を聞きながら眠るなご全く浮世離れがして居る、殊に八阪八濱の景色は實に雄大な眺めである、岸には丈餘の大波鞋々として打ち寄せ遙か沖に潮吹く鯨群を眺め、山を越へ濱を走る事數十哩、松の姿巖の容一走毎に其趣きを異にし時々車を止めて此絶景に見惚れ思はず時間を費した。

高知から伊野を経て仁淀川の峡谷を傳ふて愛媛縣久萬に行く道は餘程危険な道であるが冬の様な困難はない、途中の佐川の櫻、仁淀川岸數里の間點々として咲く山吹の花なごは旅に疲れた眼を

慰めるに十分であつた。

道後の温泉は旅の中休まして絶好の處である、松山から東の櫻三里の峠は豫期した程には花は多くはなかつた。

讃岐では觀音寺、普通寺を通過して金比羅宮に參詣して自分等は海路安全でなく陸路の安全に車運の長久を祈つたのである。

それから栗林公園の花を眺め、屋島、壇の浦に源平盛衰の跡をたつね約九百哩を殆んご花見氣分で走り回つた。

五 路 上 閑 話

地理不案内な長い旅であるから異つた事件の二つ三つはある。

田舎で夜の九時頃である、急角度のカーブを回る道の中に人が二人座つて居る、後で判つたのであるが此の二人は泥酔者で喧嘩をして居たのである、道の真中に人が居るからからブレーキをかけたが及ばぬ、反對の方向にハンドルを廻したら路面に勾配があるため、片方の道路から

一丈ばかり下の田の中にズル／＼と墜落だ、其れ以來地理不案内な道の夜行はやめた。
其次ぎに所は言はぬが、ある町外れで此の日の豫定せる宿はまだ數哩先きで、日は將に暮れん
ごして、其上空模様も段々怪しくなり多少心急ぐ時である。

小川の橋に差しかゝつた處が橋は繩張りして往來止めである、よく見れば架換工事で最近コンク
リートを入れて未だ乾かないのである、地圖を出して迂回路を探す三十數哩の大迂回となる、側
に工夫小屋があるが人は居ないらしい、此處で一ツ反則をやる、繩張を突き越して生乾きのコン
クリートの上を走つて行くに不意に工夫小屋から二三人飛び出して

コラツ待てツ　ミ怒鳴つた。

さあ大變、逃ろ／＼、ブツブツ／＼、

徳島を出て土佐の甲の浦に行く日である。阿南の海部川は幅五六十間で其大部分は磧であるが
對岸近き二十間ばかりが深みある激流である、通行の人は小さい渡船で渡る、此の渡船には自動
車は乗らない、附近の人に色々頼んで下流から二隻の舟を持つて來て二隻を結び付け筏にして車
を渡したが又困つた、堤防は約六十度近い傾斜の石垣である、往來の人は堤防を斜に沿ふて階段

を昇るのである、車の幅は此の階段にはまらない。

近所で遊んで居る小學兒童二三十人に應援を頼んだ、兒童は物珍らしく喜んで手傳つて呉れ其他
數人の大人の應援もあり車にロープを付け難なく堤上に引き上げる事が出來て急ぐ旅にて禮もそ
こ／＼にして其處を出發した。

尙田舎道でガツリンのラストドロブを費い切つて困つた事もある、又道を迷ふて山路に行く暮
れ難儀した事ある、幸にして沿道の人々の好意によつて大過なく恙なきを得た。

終りにのぞんで茲に改めて是等の好意を寄せられたる人々に感謝の意を表し且つ將來の祝福を
祈るのである。

花の香や嵯峨の燈火消ゆるころ
 春の山いくつ越ゆれば都かな
 東海道若葉の雨となりにけり
 子規なくや湖水のさゝ濁り
 山は暮れ野は黃暮の薄かな
 橋立や松一筋に秋の空
 ながくミ川一すぢや雪の原
 土堤一里常盤木もなしに冬木立

蕪村
 山梔子
 子規
 文草
 獨歩
 漱石
 凡兆
 漱石

タクシー自動車の計畫と營業の知識(終)

大正十五年六月一日 印刷
 大正十五年六月五日 發行

定價金二圓三十錢

著者 重 森 文 彦

發行者 大阪市東區淡路町三丁目三十九番地 堀 徳 次 郎

印刷者 大阪市西區幸町通二丁目十八番地 小 澤 米 藏



發行所

大阪市東區淡路町三丁目三十九番地

文友堂書店

電話本局二二五四番
 振替大阪二三六番

終